



令和7(2025)年度 栃木県フロンティア企業

“とちぎサステナブル・フロンティア企業”募集!

県では、とちぎの技術ブランドである“栃木県フロンティア企業”を認証し、県内外に広く紹介するとともに、県産業技術センターの使用料の減免など各種の支援を行っています。

□ 対象企業

製造業又はソフトウェア業を営む企業で、県内に主たる事業所を有する中小企業又は本店を置く大企業です。

□ 申請期間・方法

- 申請期間は、令和7(2025)年4月1日(火)から5月16日(金)までです。
- 申請書の様式は、栃木県のホームページからダウンロードしてください。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/gijyutukaihatsu/frontier.html>)
- 申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに下記までメールで提出してください。(5MB以内)

□ 認証期間

令和7(2025)年9月1日から令和10(2028)年8月31日まで



□ 認証基準

- 技術・製品におけるSDGs達成との関連性／
使用する用途や製造過程、使用后・廃棄過程においてSDGs達成に向けて取り組んでいること
- 技術・製品の独自性／新しい技術や独自の機能・性能、特許等を有していること
- 技術・製品の優位性／市場での競争力、成長性・将来性を有していること
- 企業の信頼性・地域産業への波及効果／品質保証や環境負荷低減、県産材の積極的な活用等に取り組んでいること

□ 認証後の支援措置

- 県産業技術センターが行う機器開放に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の減免
- 新技術・新製品の研究開発に対する助成(ものづくり技術強化補助金) ○ 技術デリバリーの減免
- 県制度融資(新事業開拓支援資金)の実施 ○ 県ホームページ等によるPR
- 大学等で開催する企業説明会等への参加機会の提供 ○ 展示会への出展機会の提供等による販路開拓 等

□ 審査方法

- 有識者で構成する栃木県フロンティア企業認証審査委員会において書面審査を行います。
※審査において、県産業政策課で実施している「とちぎSDGs推進企業登録制度」の登録企業につきましては、加点の対象といたします。こちらの制度の詳細につきましては、以下のホームページを御参照ください。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f01/work/shoukougyou/sesaku/tochigisdgs2023.html>)
- 審査結果については、令和7(2025)年8月上旬を目途に文書にて通知します。

□ 脱炭素に資する技術・製品に係る認定

- 申請企業のうち、脱炭素に資する技術を有する又は製品を生産する企業は、別途脱炭素に資する技術・製品に係る認定を受けることができます。
- 認定を希望する場合には、別記様式を記載の上、フロンティア企業認証申請書と併せて提出してください。(申請は任意であり、申請しないことによる不利益等はありません)
- 審査の上、認定となった場合には、県ホームページや企業展示会(本県ブース)等において、優先的に技術・製品のPRを行います。※審査はフロンティア企業認証に準じて行います。

□ その他

- 前回認証時の技術・製品と同様のもの、前回認証時からサイズや色といったマイナーチェンジのものは審査対象になりませんのでご注意ください。
- 申請技術・製品については、製造・販売・使用するに当たり、薬機法等の必要となる法令等を遵守していることが必要です。
- 申請書類に記載された情報については、令和7(2025)年度栃木県フロンティア企業認証及び支援に係る事務以外には使用いたしません。

(申請先・問合せ先)

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 県庁舎本館6階
栃木県産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室
TEL: 028-623-3192 E-mail: frontier@pref.tochigi.lg.jp

